

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 高橋 孝眞

- 1 日時
平成 28 年 7 月 4 日（月曜日）
午前 10 時開会、午後 1 時 43 分散会
（うち休憩 午後 0 時 2 分～午後 1 時 1 分）
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
高橋孝眞委員長、田村勝則副委員長、佐々木順一委員、高橋元委員、
菅野ひろのり委員、嵯峨耆朗委員、川村伸浩委員、渡辺幸貫委員、高田一郎委員、
吉田敬子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
小原担当書記、神田担当書記、工藤（祝）併任書記、工藤（亘）併任書記、
森山併任書記
- 6 説明のため出席した者
紺野農林水産部長、上田副部長兼農林水産企画室長（農村計画課総括課長事務取扱）、
小岩農政担当技監兼県産米戦略室長、阿部林務担当技監、
五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長、佐藤競馬改革推進室長、高橋理事心得、
黒田参事、及川参事兼団体指導課総括課長、中村農林水産企画室企画課長、
小島農林水産企画室管理課長、菊池団体指導課指導検査課長、伊藤流通課総括課長、
中南農業振興課総括課長、菊池農業振興課担い手対策課長、
高橋農業普及技術課総括課長、鷺野農村計画課企画調査課長、
千葉農村建設課総括課長、高橋農産園芸課総括課長、松岡農産園芸課水田農業課長、
藤代畜産課総括課長、菊池畜産課振興・衛生課長、佐々木林業振興課総括課長、
佐々木森林整備課総括課長、及川森林整備課整備課長、漆原森林保全課総括課長、
赤平水産振興課漁業調整課長、志田漁港漁村課総括課長、阿部漁港漁村課漁港課長、
佐々木競馬改革推進室競馬改革推進監、星野県産米戦略室県産米戦略監
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
(1) 議案の審査

- ア 議案第1号 平成28年度岩手県一般会計補正予算（第1号）
第1条第2項第1表中
歳出 第6款 農林水産業費
- イ 議案第10号 国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例
- ウ 議案第12号 林業技術センター条例の一部を改正する条例
- エ 議案第19号 茂師漁港海岸堤防災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を
求めることについて
- オ 議案第20号 茂師漁港東防波堤ほか災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議
決を求めることについて
- カ 議案第21号 大浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決
を求めることについて
- キ 議案第24号 大船渡漁港海岸水門高潮対策工事の請負契約の締結に関し議決を求
めることについて
- ク 議案第29号 大沢漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求
めることについて
- ケ 議案第30号 船越漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求
めることについて

9 議事の内容

○高橋孝眞委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、農林水産部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○紺野農林水産部長 委員会冒頭にお許しをいただきまして、当部職員の不幸事につきましておわびを申し上げさせていただきます。

今般当部の幹部職員が他の職員に対しまして特定の国政選挙立候補予定者の後援会への入会などを促すよう求める内容のメールを送信した事案が発生をいたしました。このことは、まことに遺憾ございまして、農林水産委員会及び県民の皆様には深くおわびを申し上げます。

今後再発防止の徹底などにつきまして、全力で取り組んでまいり所存でございます。まことに申しわけございませんでした。

○高橋孝眞委員長 これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。平成28年度岩手県一般会計補正予算（第1号）、第1条第2項、第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○上田副部長兼農林水産企画室長 農林水産部の補正予算議案について御説明を申し上げ

げます。議案（その1）でございます。3ページをお開き願います。議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第1号）であります。当部関係の補正額は第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額4,923万8,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略をさせていただき、簡潔に御説明申し上げます。予算に関する説明書、17ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業総務費のいわて農林水産物消費者理解増進対策事業費では、県産農林水産物の安全、安心と品質の高さをより一層PRし、放射性物質による風評被害の払拭と販路の回復、拡大を図るため、首都圏のレストランを活用したイベントの開催などに要する経費を増額しようとするものであり、次のいわての食財インバウンド促進事業費は国の東北観光復興対策交付金を活用し、被災した本県に食材や食文化を目的とした外国人旅行者を誘客するため海外メディアの招聘や外国人旅行者が岩手県の郷土料理をつくる、食べる、味わうなど体験型の観光モデルを整備しようとするものであります。

以上で予算関係議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 いわての食財インバウンド促進事業費については、国の交付金が決まったので補正するということですか。

また具体的にはどう使われるのか、お聞かせ願います。

○伊藤流通課総括課長 いわての食財インバウンド促進事業でございますが、これは東北観光復興対策交付金が新たに交付されるということで、この財源を活用するというものでございます。

主な事業といたしましては、海外向けに情報発信を展開しまして、岩手県を観光する動機として、食の魅力を発信しようというものでございます。

それから、もう一つは岩手県食の匠などを使って伝統的な食事を提供していくという取り組みをしていく事業でございます。

○嵯峨耆朗委員 それは先ほどの説明でわかったのですが、郷土料理体験観光コンテンツモデルは具体的にはどういったものなのですか。

○高橋農業普及技術課総括課長 郷土料理体験観光コンテンツモデルでございますけれども、岩手県食の匠は現在218名おります。実際につくってみて、それをその地域の文化と一緒に味わってもらおうモデル地区を県北と県南に1地区ずつ設定を予定しております。そこでは外国の方が食文化を体験できるような場所をトータルで設定しようというものでございます。そのほかに観光向けのパンフレットなどについても作成を考えております。

○嵯峨耆朗委員 その2カ所というのは、インバウンドで来た外国人の観光客がたくさんいるところなのですね。

○高橋農業普及技術課総括課長 県南の1カ所は平泉を中心とします餅の文化を想定しています。県北では観光地を有する場所で、そば打ちを体験しながらそこで味わってもらうことを想定してございます。

○高橋元委員 いわて農林水産物消費者理解増進対策事業なのですが、先ほどの説明では放射線の風評被害に対して、岩手県の農林水産物の安心、安全をPRしたいということでした。風評被害は、岩手県のほか福島県や宮城県もあると思いますが、首都圏の消費者からはどのように思われているのでしょうか。岩手県と福島県は同じレベルで見られているものなのでしょうか。

それから、この間の報道にもありましたが、宮城県ではホヤを大量に処分しなければならないそうです。韓国でいまだに放射線の汚染を心配して輸入を規制しているということなのですが、本県においてはその影響はないのでしょうか。

○伊藤流通課総括課長 福島県と岩手県の風評被害の状況でございますが、消費者庁が定期的に消費者アンケート調査をしております。食品購入をためらう産地について、平成28年2月の調査では福島県単独ですと、ためらう消費者というのは15.7%でございます。岩手県につきましては、岩手県単独の項目というのはいりませんで、岩手県、宮城県、福島県、共通でためらう消費者は10.1%ということで、福島県に比べれば岩手県に対するアレルギーは薄らいできているものと思っております。

これとは別に、岩手県独自で昨年度、放射性物質の影響から食品購入をためらう産地を調査した結果がございまして、岩手県は4.6%です。これに対しまして福島県が19.3%、宮城県が8.0%という結果で、岩手県に対しては食品購入をためらうという消費者は確実に少なくなってきたと考えております。

また、宮城県のように、ホヤを廃棄するという事例は確認してはおりません。

○高橋元委員 食品購入をためらう消費者が4.6%とかなり低くなってきていいという印象を受けたのですが、この内訳、例えばシイタケなどの林産物が何%で水産物が何%なのかはわかりますか。

○伊藤流通課総括課長 ほかの調査項目とあわせた調査でございまして、そこまでの結果はわかっておりません。

○田村勝則委員 1項目め、2項目めとも共通する話かもしれません。昨日、造り酒屋の方と懇談をしましたが、食と飲み物というのは非常に関連が深いわけです。県内で生産されている酒やビール、ワインはおいしいものがあるわけですが、そういう飲み物とのセットで岩手県のよさをもっと発信していくべきだと思います。先般台湾に行ってきました。熱かんを頼みましたら、3回も4回もかん冷ましをしたような日本酒が出てきて、これは本当に日本酒なのかと思いました。せっかく日本に来るのであれば、外国人旅行者に本物のお酒を日本の文化として知らしめていくことが必要だと思います。

また、台湾ビールより県内で生産されているビールのほうがおいしかったです。そういうことも組み合わせ、大いに発信していくべきではなかろうかと思うのですけれども、

その点の取り組みがあれば教えていただきたいと思います。

○伊藤流通課総括課長 まさに委員のおっしゃるとおりでございますが、私どもも県外でのレストランフェアや海外でのフェアを開催する場合は、常に岩手県でつくられたお酒も一緒に提供しております。7月に予定しておりますレストランフェアでは、日本酒を全て地酒で出す予定でございます。

○高田一郎委員 今回の補正予算では、放射性物質の風評被害払拭と販路の拡大をしていくということで、合わせて5,000万円近い予算が計上されております。風評被害の現状はどうなっていますか。例えばワカメですと関西圏ではまだまだ理解されていなくて、価格がこのぐらい落ちているとか、シイタケについても震災前と比べてこのぐらい回復しているなど、具体的な風評被害の現状について、もう少し詳しく説明いただきたいと思います。

この事業は3年ほど前から消費者庁の予算を活用してやってきました。初めは3,000万円など、それから今回は6,600万円と、1億円を超えるような予算措置がされてきました。この間の実績や効果についてお伺いします。

○伊藤流通課総括課長 風評被害の現状ということでございますが、まず価格でございます。ワカメにつきましては、この春の出荷額が1キログラム当たり217円ということで、震災前の平成22年度が186円でございますので、価格としては回復しております。干しシイタケにつきましては、昨年12月の数字でございますが、1キログラム当たり4,793円で、平成22年度の4,564円から比較しますと確実に価格は回復しております。ただ、生産者などは非常に減少しておりまして、やはりまだまだ課題は残っていると思っております。

それから、予算の規模でございます。この補正というのは、消費者庁の国費が追加で配分されるため、これを活用させていただくということで今回補正するものでございます。昨年度は消費者庁の事業以外に地方創生の交付金を活用しておりまして、トータルで1億864万円の予算になっておりました。比較しますと、ことしは6,639万円ということで、補正をしても4,224万円の減額となっております。

それから、成果についてでございます。私どもはこの間、特に首都圏に対して安心、安全をいかにPRするかという観点で実施してきておりまして、地下鉄でのポスター掲示、雑誌への掲載をしておりますし、それ以外にも産地見学会を積極的にやっております。その結果でございますが、新規でレストランとの取引につながったところが49店舗、それから量販店との取引につながったところが95店舗となっております。

金額でございますが、個別のフェアで幾らというのは難しいところでございますが、私どもでわかっている数字だけ言いますと、平成27年度の成果では、商談会での取引の成約額が1億5,000万円、県外フェアが1,488万円、それから私どもがお願いしておりますアドバイザー等の支援で取引があったのが5,350万円です。私どもが確認できたものだけでも、あわせると2億2,389万円となっております。支援した効果は確実に上がってきているものと認識しております。

○高田一郎委員 風評被害対策は粘り強く取り組まなければ成果が上がらないと思いま

すので、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

これまでの風評被害対策は、情報発信や商談会、あるいは物産フェアという形でやってきましたけれども、今回新たに首都圏のレストランを活用したイベントということで、1,339万2,000円を計上しています。かなり大きな数字だと思うのですが、具体的にどんなイベントをやろうとしているのでしょうか。

それから、いわての食財インバウンド促進事業費についてです。観光客を誘客して、そして岩手県の伝統食や郷土食をPRしていくということなのですが、情報発信の仕方の戦略はどう考えているのでしょうか。韓国や香港など、風評被害の影響を受けている国に強い発信力を持ってやっていくとか、国によって戦略が違うと思うのですが、発信のあり方はどう考えているのかお聞きします。

○伊藤流通課総括課長 いわて農林水産物消費者理解増進対策事業費で行うフェアの件でございます。予定しておりますのは東京都内のフランス人シェフがオーナーをやっているレストランでフェアを開催するというものでございまして、そこに復興支援していただいた方々を御招待するというものが一つです。それから、野菜やリンゴなどの青果物を首都圏にPRするため、大田市場で知事等のトップがセールスする経費、また生産者を中心とする商談会の事業経費もあります。そして、先ほど申しましたが、震災のときもさまざまなレストランの方々にお世話になりましたが、ことし6月に「黄金の國、いわて。」応援の店への登録を関係するところをお願いしております、現在首都圏で75店舗が登録しており、ここでの情報発信などを企画しておるものです。それから、カタログやリーフレットの冊子などの作成をするものでございます。

これ以外に当初予算での事業には、従来どおりポスター作成や雑誌掲載、それから首都圏でのフェアなどの開催経費を見込んでおるものでございます。

いわての食財インバウンド促進事業でどう情報を発信していくのかという質問でございます。これは観光庁の事業でございますので、岩手県に来ていただくということがメインではございますが、観光客に来ていただくことに加え、輸出の促進にもつなげたいと考えてございまして、海外のエージェント、メディアの方々などを招聘する経費、海外でのレセプションPRで要する経費、それからパンフレットの作成、外国人誘客のためのツアーの造成なども企画しております。

ターゲットでございますが、岩手県に来る観光客の50%以上を占める台湾としております。これは、定期チャーター便の関係で非常に効果があるものとは考えておりますが、これだけではなくて、香港やシンガポールなど、現在比較的輸出入の障壁が低い国でのPRを開催したいと考えております。シンガポールでは、北海道が情報発信に力を入れてございまして、これがまさに現地での購買に影響しているということでございますので、我々としても負けられないように頑張りたいと思っております。

○川村伸浩委員 いわての食財インバウンド促進事業費の使われ方の説明がありました。が、予算規模が大きいですし、こういったものにどのぐらいの金額を使う予定なのか示し

てください。

○伊藤流通課総括課長 内訳でございます。一つは、海外の情報番組について、取材や番組放映していただく経費に1,100万円を計上しております。具体的にどうするかは広告代理店などのノウハウがある民間企業の御提案を受けまして、どれが一番効果的なのかを考えて展開してまいりたいと考えております。

それから、海外エージェントやメディア、流通関係者を、今の予定では延べ10名ほど本県に招聘したいと考えておりまして、この経費が250万円でございます。それから、旅行会社などの御提案を受けて行う海外観光客の誘客のためのツアー企画が470万円でございます。また、今年度東南アジアでのフェアに際しまして、レセプション等を予定しておりまして、それに伝統芸能の盛岡さんさ踊りを派遣して、岩手県の食だけではなくて伝統文化を理解してもらい取り組みに350万円、それから食材のパンフレット等に75万円ということで、合わせて2,245万6,000円の事業でございます。

○高橋農業普及技術課総括課長 ただいま御説明いたしました事業のうち、いわての食財インバウンド事業の岩手県食の匠の事業内容でございますけれども、これは2地区にアドバイザーを派遣等いたしまして、外国人観光客の受け入れ体制を整えるための委託費600万円を見込んでございます。

また、PRの動画及びパンフレットの作成については同じく600万円、合わせて1,200万円の予算を考えております。

○川村伸浩委員 特に海外での情報番組等という新しい取り組みだと思います。成果は当然期待するわけでありましてけれども、新しい目線ということで頑張ってくださいと思います。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第10号国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由説明を求めます。

○上田副部長兼農林水産企画室長 それでは、議案第10号国営土地改良事業負担金等徴

収条例の一部を改正する条例につきまして、御説明をいたします。

議案（その2）でございます。134 ページをお開き願います。なお、条例の内容につきましては、お手元に配付しております資料によりまして御説明をさせていただきます。

まず、改正の趣旨でございますが、先般土地改良法施行令第53条第2項が改正をされました。都道府県が受益者等から国営土地改良事業に係る負担金を徴収する際の利率の上限、これが年5分、言いかえますと年5%から、国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率に改められたことに伴い、県条例の利率について所要の改正をしようとするものであります。

次に、条例案の内容でございますが、第3条に定めております国営土地改良事業に係る負担金の利率、これが現行年5%となっておりますものを、土地改良法施行令第53条第2項の農林水産大臣の定める率以内で知事が定める率にしようとするものであります。

また、第3条の改正に伴い、第4条について所要の整備をしようとするものであります。

施行期日等でございますが、利率の変更について速やかに施行し、平成28年度分の負担金から適用する必要があることから、公布日施行とするものであります。

なお、土地改良法施行令等の一部を改正する政令の附則により、国営土地改良事業に係る負担金の支払期間の始期は、平成27年度以前であるものの利率については、なお従前の例によるという経過措置が設けられていることから、県条例におきましても同様に経過措置を講じまして、新しい利率は平成28年度から支払いが始まる事業に係る平成28年度負担金から適用しようとするものであります。

以上が条例案の説明であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○渡辺幸貫委員 条例改正の結果、どういう効果をもたらすのですか。そして現実には年5%がどのようになるのかお示してください。

○上田副部長兼農林水産企画室長 利率が下がるということでございます。具体的には、条例が改正されますと知事が告示で定めることとなりますが、現在農林水産大臣の定める率が年利0.6%でございますので、岩手県でも同様に知事告示でやらせていただきたいと思いますと考えております。これによりまして、従前が年利5%でございましたから、受益者等の負担は軽減するものでございます。

○渡辺幸貫委員 そうすると、すごく下がると思うのですけれども、その辺の疑念についてはどう説明するのですか。

○上田副部長兼農林水産企画室長 現在、年利5%でございます。そもそものところを申し上げますと、土地改良法でこのように年利5%に下げられたのが昭和24年でございます。この年利5%はそのままずっと変わらずにおったものでございます。しかしながら、近年利率が1%を切る状況にございますので、今回それに合わせて柔軟に利率を定めるようにしようというのが今回の政令の改正の趣旨と承知しております。

御質問で、その乖離が大きいのではないかとということでございますが、これにつきまし

では国でも実態に即してやはり年利5%は高いということで、今まで別途国が利子補給補助をしておりました。年利5%は法令で定められておりますので、それは変えずに、ただし現状に鑑みてバランスがとれるように実質利率を低減するための利子補給をしておるものでございます。

ちなみに、現在負担金を返済しております一関市藤沢地区でございますと、年利5%ですが、実質年利0.72%の負担金の利率ということになっております。これは、利子補給があつて、それを差引いて実態はこうなつておるといふものでございます。したがつて、改正後の年利0.6%でございますので、実質は大きな乖離はないということ、地元の方々には御理解いただくよう御説明していく予定でございます。

○**渡辺幸貫委員** 土地改良区で事業をやるとなると、なぜか日本政策投資銀行を通してお金を借りるわけです。高いと思えば繰上償還をするなど、おのこの土地改良区は努力するのだらうと思うのですけれども、なぜかその銀行を使って、なぜかそういう利率になっているという疑念を私はずっと持っているのです。その辺はどう考えればいいのでしょうか。

○**上田副部長兼農林水産企画室長** 実態として日本政策投資銀行から借りているケースはあるというのは承知しておりますけれども、そこは団体等の意思でもって決めることと承知しておりますので、それに関するコメント等については差し控えさせていただきたいと思ひます。

ただし、そういった市中金融機関から借りた場合の利率に関する緩和措置等については幾つか用意しております、要件等はございますけれども、そういったものを活用していただいているものと承知をしております。

○**渡辺幸貫委員** つまり土地改良区がどこから借りてもいいということで理解していいということですね。

○**上田副部長兼農林水産企画室長** 借り入れることに関して、こうしなければならない、あるいは制約がある、そういったものはないものと承知をしております。

○**高橋孝眞委員長** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 12 号林業技術センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木森林整備課総括課長 林業技術センター条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その 2）の 142 ページをお開き願います。議案第 12 号林業技術センター条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。条例の内容につきましては、お手元に配付しております資料によりまして御説明いたします。

まず、改正の趣旨ですが、平成 29 年 4 月から岩手県林業技術センターにおいて、将来的に林業事業体の経営の中核となり得る現場技術者を養成するため、林業への就業希望者等を対象とした林業に関する知識及び技術を体系的に習得するための研修、いわて林業アカデミーを実施することとしております。その受講料を徴収するなど、所要の改正をしようとするものであります。

次に、条例案の内容ですが、第 3 条は受講対象者を制限し、選考が必要な研修について評価の対象としており、いわて林業アカデミーについては受講対象者を学歴や年齢等で制限し、選考が必要であることから、本条に追加するものであります。

第 6 条は、いわて林業アカデミーの研修生から受講料を徴収することとし、受講料を納付、その額及び納付方法等について規定するものであります。なお、受講料は岩手県立農業高等学校と同額としております。

第 7 条は、研修の途中で研修の許可を取り消された場合や、受講を辞退した場合等における受講料の額の特例について規定するものであります。

第 10 条は、手数料の不還付を定めた規定に、受講料の不還付について追加するものであります。

第 11 条は、手数料の免除を定めた規定に受講料の免除について追加するものであります。

施行期日につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上が条例案の説明となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○吉田敬子委員 林業アカデミーについてです。今回は条例の改定ということですが、林業アカデミーの準備の進捗状況についてお知らせいただきたいと思えます。講座の内容等も今検討されていると思うのですが、それについてもお願いします。また来年 4 月からということなので、現在学校に周知をされていると思えますけれども、こういった形で周知をされているのか、こういった学校に行かれているのでしょうか。そして林業技術センターの施設整備の状況についてもお知らせ願います。

○佐々木森林整備課総括課長 これまでの準備状況でございますけれども、5 月下旬から 6 月上旬にかけて、県内の私立、公立高校 81 校を訪問しまして、林業アカデミーの周知を図っているところであります。それに先立ちまして、林業アカデミーの運営協議会を立ち上げておりまして、その中で要項の内容、研修カリキュラムの内容等について、いろ

いろと御意見をいただいているところであります。もう7月に入っておりますが、正式に条例が可決されましたら、正式な形で研修生の募集を行うこととしております。推薦選考は10月に行いまして、一般選考は12月と2月の2回に分けて行うこととしております。

次に、講座の内容でございますけれども、現在細かい内容については検討しているところなのですが、主に座学と実技を行うことにしております。座学につきましては林業の基本的な内容、造林や保育、林業経営や森林保護など、一般的に林業を行う上で必要なことについての知識習得をしようとしております。そのほかに測量の仕方や高性能林業機械の運転の仕方など、林業に必要となる資格を取るための技能講習も6種類ほど考えております。

さらに、民間事業体にインターンシップという形で就労体験をし、林業アカデミーで学んだことを実務で経験することも考えております。

施設につきましては、新しい教室や女性も受講できるように更衣室や女子トイレをつくらせたりして準備を進めることにしております。これから設計をして、今年度中にはできるように進めています。

○吉田敬子委員 林業アカデミーについては、大変期待をしております。これから講座の内容等は練られるということですが、これまでの常任委員会、決算や予算特別委員会でも取り上げさせていただいたときに、年間の講義の中で一般公開を一日でもいいから設けていただけるようお願いをしておりました。京都府や高知県など他府県でも何日か一般公開の日を設けているところがあります。今回初めてやるということで学校への周知も大事だと思いますが、企業ももちろん県民に対してもそういう学校があるということを知っていただく機会にもなります。来年度、入学しなくても、あとで興味がある方が入学するきっかけにもなるかと思っておりますので、一般公開の日を一日でも結構なので設けていただきたいと思っております。

先日、盛岡市のジョブカフェいわてで釜石森林組合のセミナーがありました。岩手大学や岩手県立大学の学生も多く参加されていて、大学生でも興味があるのだということを感じました。また、半分近くが女性の参加者で、関心が高いということも感じましたので、本来は高校卒業程度ということではあるかと思っておりますけれども、周知を大学生に対してしてもよいのではないかと思っております。一般公開についての御検討をぜひお願いしたいことと、一般公開することで企業にも周知になると思っておりますので、その件についての御所見を伺います。

○佐々木森林整備課総括課長 一般県民を対象とした講座についてです。まずは来年4月に向けて立派なカリキュラムをつくって、そして運営するというところに重点を置きたいと思っておりますが、今委員から御提言がありました一般講座も今後検討していきたいと思っております。

私もジョブカフェいわてのセミナーに参加して、吉田委員の隣に座っていたものですから、よく存じていますけれども、大学生等がたくさん来ていて、本当に関心が高いのだと

感じました。既に高校 81 校にはこういう内容だと説明しておりますが、そのほかにも民間の林業事業体からどういう内容なのかということで関心を示していただいております。民間事業体は就職先としても重要で、若い人たちをこのアカデミーが終わった後で採用するなどの期待もされますので、PR をどんどんしていきたいと思っております。

○高田一郎委員 今お話しされたように、関係者から大きな期待や関心が寄せられる中で、いよいよ来年 4 月から始まろうとしております。

受講料が年間 11 万 8,800 円ということですが、これは緑の雇用事業の給付金制度も活用しながら学べることになると思います。農業大学校と同額ということなのですが、無料という自治体もあるようでありますけれども、他県の状況はどうなっているのでしょうか。

それから、募集要項のチラシを拝見しましたけれども、受講料以外に別途教科書代や実習費用、研修用装備代等が必要になるとあります。受講料以外にどの程度の負担が伴うのかお伺いいたします。

○佐々木森林整備課総括課長 農業大学校の受講料と同額ということで設定したわけですが、ほかの県につきましても同様の研修やしているところはほぼ 11 万 8,800 円ということで、無料にしているところはほとんどない状況であります。

それから、準備にお金がかかるわけですが、林業関係で仕事する場合にはチェーンソーでけがしないような防護服着用が義務づけられてきておりまして、このような服を買えば、10 万円以上はかかってくるだろうと思います。これについては林業関係団体でも何か支援することを考えているところもあるようですけれども、個人で使うものにつきましては、基本的には個人負担という形にしています。

○高田一郎委員 岩手県の林業従事者は 2,000 人程度です。毎年新規に林業に従事する方々は、ここ 10 年を見ると 60 人から 90 人とされておりまして、林業従事者も横ばいの状況になってはいますが、やはり今の林業の状況から見ると、この横ばいからふやしていくという積極的な取り組みが必要だと思います。なぜなら、戦後造林された人工林が利用期を迎えているということと、それから合板工場や木質バイオマス等、安定的に供給しなければならぬという状況にあるからです。

一方では、人材がどの分野でもなかなか確保されない状況にあります。医療や介護、保育、製造業、建設業を含めて人材の確保が競争になっているという状況の中で、林業は魅力ある産業だと、そして林業従事者に誘導する、それが林業アカデミーだと思うのですが、さらなる努力が必要ではないかと思うのです。例えば宮古市は林業従事者をふやす独自の支援策をしています。研修に対する支援、また他県から宮古市に移り住んで林業に従事したいという場合は居住費に対する支援をしています。そういった林業に対する魅力発信と同時に、もっと林業従事者になるような、さらなる取り組みが必要だと思うのです。その点はどのようにお考えなのかお伺いします。

○佐々木森林整備課総括課長 林業アカデミーを開講することによって事業体にも PR していきますが、若い人たちにも積極的に情報発信をしていこうと思っています。

今度やろうと思っているのは、チェーンソーの伐木技術の世界大会というのがあるので、そちらに岩手県から参加する方がいます。そのPRも兼ねて、若い人たちの活躍の場があるのだということ、従来のように肉体労働のきつい仕事ではなくて、林業機械を使って、女性でも従事していける状況になってきておりますので、そういうことも発信していきながら、魅力のある職場だということを説明していきたいと思っております。

○阿部林務担当技監 林業を魅力あるものにするためにということですが、林業はこれまでどうしても3K、きつい、汚い、危険、そして作業服も御存じのとおり暗いというイメージでございました。しかしながら、現在では、派手というわけではありませんが、安全性を強調した防護服を着用するようになっております。まずはそういったことからイメージの払拭をしていきたいと思えます。

また、就労しても継続して従事できない問題があります。これは、就労条件が日給制であり、他の産業と比べるとおくらしているということがございます。そういうことから、就労条件や待遇の改善も含めて、林業経営者の方々に行動を起こしていただかなければならないと考えております。従事者は、林業アカデミーという形で新規就労を図りますし、それと同時に経営者の方々にもこれからの林業を考えていただきたいと思っております。

○高田一郎委員 林業に就労した以降のサポートがおっしゃったように大変大事だと思います。

緑の雇用事業については、始まってからかなり時間がたつのですけれども、3Kの問題や就労が非常に不安定だということもあって、途中で離職する状況もあると思うのです。この緑の雇用事業はどういう成果を上げているのでしょうか。そして、岩手県の場合、途中でやめざるを得ない状況はどのようになっているのでしょうか。具体的な数字がわかれば示してください。

○佐々木森林整備課総括課長 緑の雇用事業の状況ですけれども、現在530名ほどが研修を受講しております、そのうち496名の修了生が出ております。そのうち現在、就業しているのが306名となっております。

○嵯峨耆朗委員 林業でも何でも、食べていける状況であればみんな働くのです。林業アカデミーの体制をつくっても、食べていけない状況なら誰もやらないと思えます。それはそれとして、農業や水産業と違って、林業の場合は1人でやることはまずなく、組織に属している人たちです。この林業アカデミーに来る人たちはどこかの組織に入ることを想定しているのかをお聞かせ願います。

○佐々木森林整備課総括課長 林業関係の就業形態は、基本的に森林組合や民間の林業事業体に所属して、そこで林業労働者として働いているケースが多いです。林業アカデミーについても基本的には卒業したならば事業体に入ることを前提にしています。また、親子で林業をやるという場合でも、通常的林業従事者と同じように雇用関係を結んだ形態もあると思えます。

○嵯峨耆朗委員 農業大学校だと2年ですが、この林業アカデミーも修業期限があるので

しょうか。また、事業者や森林組合の従業員になっている方も入学の対象になるのでしょうか。そうなった場合に受講料は個人負担なのでしょうか。

○佐々木森林整備課総括課長 本県の林業アカデミーは1年としております。他県の中には2年制で林業大学校を設けているところもありますけれども、岩手県ではかなり木材需要等もふえておりますし、また60歳以上の従事者が4割以上を占めているということもありまして、林業現場から即戦力になる人材を早く出してほしいという声が出てきております。そのため、まずはこの1年間の研修で始めてみて、実態等や林業事業体の方からのニーズ調査をしながら、必要であれば2年制にするなどの検討していかなければならないと思っております。

また、民間の事業体に既に就職されている方につきましては、採用されてから募集要件さえ満たせば、林業アカデミーで授業を受けられることにしております。緑の青年就労準備給付金という奨学金制度がありますが、こちらは既に雇用契約が結ばれている人たちは対象になりません。そのため、年間の受講料は負担していただくということになります。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第19号茂師漁港海岸堤防災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○志田漁港漁村課総括課長 今回の災害復旧工事変更請負契約議案について御説明いたします。

議案(その2)の151ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。1ページ目をごらん願います。議案第19号茂師漁港海岸堤防災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、茂師漁港海岸災害復旧(23災県第579号堤防)工事、工事場所、請負者、契約金額につきましては記載のとおりであります。

2ページ目をお開き願います。工事の概要について記載しております。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、堤防65メートルの復

旧を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容でございますが、本工事は今回の変更が5回目の契約変更となっており、これまでの変更の主な内容といたしましては、第1回変更は工期の延伸を行ったものであります。第2回変更は、詳細設計の結果により水門工の追加を行ったものであります。第3回、第4回変更は、工期延伸以降の資材の単価上昇による増を行ったものであります。

今回の第5回変更は、堤体被覆工を現場打ちコンクリートからコンクリート2次製品に変更したものであります。今回の変更により、契約金額が6億5,029万9,320円となり、当初議決額に対し22.9%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、3ページ目をお開き願います。茂師漁港海岸の計画平面図、航空写真、標準断面図を記載しております。

次に、4ページ目をお開き願います。上段に堤体の標準図、下段に写真がありますが、漁港へ接続する町道の交通規制を短縮するとともに、契約工期内の完成を可能とするため、堤体被覆工を現場打ちコンクリートからコンクリート2次製品に変更しようとするものであります。

次に、5ページ目をお開き願います。第2回変更で追加した水門工でございます。無動力で自動的に開閉する構造となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○嵯峨耆朗委員 水門工を追加となっていますが、平面図を見ると川がありますよね。もともと水門をつけるはずだったものを追加したということですか。

○志田漁港漁村課総括課長 ここには茂師川がありまして、水門工は設置する予定になっておったところでございます。設計がおくれましたので、この工事変更で追加したということでございます。

○高田一郎委員 第5回の変更理由は、交通規制を短縮するために現場打ちコンクリートからコンクリート2次製品に変更するという事で約1,900万円の増額なのではけれども、これでどのぐらいの交通規制の短縮になるのでしょうか。

それから、第4回の変更は、工事期間の244日間の延伸で、建設機械等の調達に不測の日数を要したということですが、これは具体的にどんな状況なのか。

○志田漁港漁村課総括課長 現場打ちコンクリートからコンクリート2次製品に変更することで、1年ぐらいは工期の短縮が見込めるものでございます。

それから、第4回につきましては、機械の調達が非常に困難だったため、工期を延ばしたものでございます。

○高田一郎委員 それはここに書いているとおりですので、わかります。機械の調達ができなくて工期を延長したということだと思いのではけれども、なぜこういう状況になっているのかということをもう少し詳しく説明してくれませんか。

○志田漁港漁村課総括課長 第4回の変更につきましては、盛り土材を使うところがございまして、盛り土材を運搬するダンプ等の調達に非常に時間を要したということが主な理由でございます。

○嵯峨耆朗委員 水門の話ですが、設計が間に合わないから追加したということなので、最初から水門をつくることは想定されていたと思うのです。最初の契約から水門まで入っているのであればわかるのですけれども、こうやって追加工事の段階で契約変更できるものなのでしょうか。入札に参加している人たちは、追加工事が出るということは想定してわかっているはずだったと思うのです。そういう入札もあるのですか。

○志田漁港漁村課総括課長 先ほど申し上げましたように、ここには川がありますので、水門は必要だということは当初からわかっております。ただ、水門の形もいろいろ想定されますので、その形をどのようにするかというのは、発注時点では決まっていなかったもので、変更で追加したということでございます。

○嵯峨耆朗委員 違和感があるのですが、こういうことは普通にあるのですか。

○志田漁港漁村課総括課長 規模によると思いますけれども、小さいものであれば変更増というパターンもございまして、河川水門みたいに大きいものと最初から別途工事になるなど、パターンによっていろいろあります。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第20号茂師漁港東防波堤ほか災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部漁港課長 漁港災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明いたします。

議案(その2)の152ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。1ページ目をごらん願います。議案第20号茂師漁港東防波堤ほか災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、茂師漁港災害復旧(23災県575号ほか)工事、工事場所、請負者、契約金額につきましては記載のとおりであります。

2 ページ目をお開き願います。工事の概要について記載しております。まず、下にあります平面図をごらんください。茂師漁港の東側に位置している東防波堤 41.8 メートル及び突堤 41 メートル、西側に位置している船揚げ場 80 メートルを復旧するものであります。ページ中央部の東防波堤及び突堤の写真は、左側が被災状況、右側が平成 28 年 5 月末時点の状況であります。同じく、ページ下部の船揚げ場の写真は、上が被災状況、下が平成 28 年 5 月末時点の状況であります。

変更請負契約の理由ですが、本工事は今回で 9 回目の変更となっております。これまでの変更内容の主なものについて御説明いたします。第 2 回から第 5 回までの変更は、現地調査の結果、東防波堤のケーソンの破損が判明し、その復旧方法の見直しに時間を要したこと、また海中でのコンクリートブロックの取り壊し、撤去作業が新たに生じたことにより、工期を延伸したものです。

それから、第 9 回変更は、現地調査結果により流用が不可能な消波ブロックの増に伴う新規製作ブロックの増による工事費の増額です。

次に、3 ページ目をお開き願います。上段に茂師漁港の平面図に施工箇所を示したものの、下段には漁港施設被災前後の航空写真を掲載しております。

次に、4 ページ目をお開き願います。上段の左には消波ブロックの破損状況写真、中段には消波ブロックの製作状況と据えつけ状況写真、下段には各施設の復旧に係る標準断面図を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 21 号大浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○志田漁港漁村課総括課長 大浦漁港海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について、御説明いたします。

議案（その 2）の 153 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しており

ます説明資料により御説明いたします。1 ページ目をごらん願います。議案第 21 号大浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、大浦漁港海岸災害復旧（23 災県第 681 号防潮堤その 2）工事、工事場所、請負者、契約金額につきましては記載のとおりであります。

2 ページ目をお開き願います。工事の概要について記載しております。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤 398.9 メートルの復旧を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容でございますが、本工事は今回の変更が 3 回目の契約変更となっており、これまでの変更の主な内容といたしましては、第 1 回変更は契約直後の単価適用年月の変更を行ったものであります。第 2 回は、支払限度額の変更を行ったものであります。

今回の第 3 回変更は、詳細設計の結果により防潮堤基礎工の構造を変更するものであります。

今回の変更による契約金額が 16 億 1,797 万 3,920 円となり、当初議決額に対して 25.9% の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、資料の 3 ページ目をお開き願います。大浦漁港海岸の計画平面図、被災前後の航空写真、標準断面図を掲載しております。

次に、4 ページ目をお開き願います。上段に基礎工タイプ別に旗上げた平面図、中段以降に堤体の変更前後の標準断面図があります。詳細設計の結果において、防潮堤基礎工の工法を変更するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 24 号大船渡漁港海岸水門高潮対策工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○志田漁港漁村課総括課長 大船渡漁港海岸水門工事の請負契約議案について御説明い

たします。

議案（その3）の1ページであります。内容につきましてお手元に配付しております議案説明により御説明いたします。1ページ目をごらん願います。議案第24号大船渡漁港海岸水門高潮対策工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、大船渡漁港海岸高潮対策（細浦地区水門その1）工事、工事場所は大船渡市末崎町地先、契約金額は6億7,878万円、請負者は株式会社佐藤組であります。

2ページ目をお開き願います。本工事は、漁港海岸の津波防災対策として、新たな水門基礎工事を行うものであります。中段の写真は、施工箇所の状況で、下段の平面図に施工範囲を赤で着色し、位置をお示ししております。

次に、3ページ目をお開き願います。上段の大船渡漁港海岸細浦地区全体の計画平面図に今回の工事の施工範囲を赤で着色しております。下段に標準断面図を掲載しております。

4ページ目には入札結果説明書、5ページ目には入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 これも海中工事を伴う工事ですね。北上市の業者ですが、海中工事の実績はあるのでしょうか。

○志田漁港漁村課総括課長 海中工事が施工要件となっております、この会社につきましては大船渡港湾の工事实績がございます。

○嵯峨耆朗委員 実績がなければならぬのでしょうか。この工事は船が要らないのですか。また、この水門工事の完成はいつごろになるのでしょうか。そして、水門等となると機械設備も伴うものなのですか。

○志田漁港漁村課総括課長 今回は基礎工事だけということで、捨て石を先行させて施工するというところでございます。捨て石の運搬など海中作業が伴う内容になってございます。この後に水門工事を行いまして、平成32年度までの完成を予定してございます。

○嵯峨耆朗委員 水門開閉は、遠隔操作ですか。この海中工事は船がなくてもできる工事なのですね。

○志田漁港漁村課総括課長 水門基礎工事でございますので、潜水士船や基礎の砕石を捨てる船は必要になってきます。ただ、自社にあるということではなくて、ほかから借りてくるということも考えられるであろうと思います。いずれ海中工事の実績を求めておりますので、その実績がある会社であるということで落札できたと理解してございます。

水門開閉は、遠隔操作の対象の水門の一つであるということでございます。

○嵯峨耆朗委員 水門も含めて、全て完成するのはいつごろなのですか。

○阿部漁港課長 今回下部工の発注でございますけれども、追って上部工、いわゆる水門躯体部分、それから全体のフレーム部分の発注がございます。全て完成するのは、今のところ平成32年度末を想定しております。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 29 号大沢漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○志田漁港漁村課総括課長 大沢漁港海岸の防潮堤災害復旧工事の請負契約議案について御説明いたします。

議案（その 3）の 6 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。1 ページ目をごらん願います。議案第 29 号大沢漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、大沢漁港海岸災害復旧（23 災県第 679 号防潮堤その 4）工事、工事場所は下閉伊郡山田町大沢地内、契約金額は 18 億 2,705 万 7,600 円、請負者は成和建設株式会社であります。

2 ページ目をお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため防潮堤の復旧を行うものであります。中段の写真は施工箇所現状で、下段の平面図に施工区間 598.2 メートルを旗上げして位置をお示ししております。

次に、3 ページ目をお開き願います。上段の大沢漁港海岸計画平面図に防潮堤その 4 工事の位置を赤で旗上げしております。下段に標準断面図を掲載しております。構造形式は、傾斜堤の防潮堤であり、計画高 T. P. がプラス 9.7 メートルであります。

4 ページ目には入札結果説明書、5 ページ目には入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋元委員 それぞれ防潮堤の工事が順次進められておりますが、山田湾全体の防潮堤についてはどういう進捗状況なのですか。このほかにまだどのくらい残っているのか、これで完了なのか、その辺の状況はどのようになっていますか。

○阿部漁港課長 山田湾全体の防潮堤でございますけれども、ただいま説明しました大沢

漁港海岸、隣にあります山田町の町なかを防護する山田漁港海岸、南側の織笠地区の織笠漁港海岸、湾の奥にある浦の浜農地海岸、それから船越半島の先端の大浦漁港海岸と全部で五つございます。今それぞれの箇所で工事を鋭意進めている状況でございます。発注は進めておりますけれども、施設のでき上がり状況は目算で2割程度でございます。いずれ全て早期に発注を行いまして、平成30年度末までには全てが完了するよう取り組みを進めてまいります。

○**田村勝則委員** ここは大沢地区の人口が集中している箇所です。現状を見ますと、砂利等の運搬工事に関係する運搬車両が頻繁に往来しております。しかも、接続道路が非常にわかりづらいところもあります。その近隣には保育所や小学校、住宅も混在しているわけですが、今まで事故等はなかったのでしょうか。夏は粉じん対策もしっかりと講じていただかなければいけないと思いますが、その辺の対策等は万全にしておられますか。交通対策と地域の安全対策についての取り組みをお聞かせください。

○**志田漁港漁村課総括課長** 委員御指摘のとおり、背後地には民家がございまして、防潮堤の陸側の臨港道路につきまして、工事期間中は通行どめにしたと考えています。それから一般住民の通行のあるところについては仮設道路を設置して、一般住民の通行には支障のないようにしたいと考えてございます。これまで事故については発生してございません。

○**高橋孝眞委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第30号船越漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**志田漁港漁村課総括課長** 船越漁港海岸の防潮堤災害復旧工事の請負契約議案について御説明いたします。

議案（その3）の7ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。1ページ目をごらん願います。議案第30号船越漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、船越漁港海岸災害復旧（23災県第554号防潮堤その3）工事、工事場所は下閉

伊郡山田町船越地内、契約金額は15億4,332万円、請負者は大坂建設株式会社であります。

次に、2ページ目をお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤の復旧を行うものであります。中段の写真は、施工箇所の状況で、下段の平面図に施工区間416.3メートルを旗上げして位置をお示ししております。

次に、3ページ目をお開き願います。上段の船越漁港海岸の計画平面図に防潮堤その3工事の位置を赤で旗上げしております。下段に標準断面図を掲載しております。構造形式は直立堤の防潮堤であり、計画高はT. P. プラス12.8メートルであります。

4ページ目には入札結果説明書、5ページ目には入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、執行部から主要農作物の生育状況と今後の技術対策についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋農産園芸課総括課長 それでは、お手元の資料によりまして、主要農作物の生育状況と今後の技術対策についてを御説明いたします。

まず初めに、ことしのこれまでの気象経過と今後の予報についてでございますが、これまでの気象経過につきましては下の図に示してありますとおり、気温は平年並みから高め、日照時間も平年並みから多めで経過してございます。梅雨入りは、平年より1日遅い6月13日となりまして、6月中旬は曇り、雨の日が多い状況にございました。

今後3カ月の予報でございますが、東北地方の7月から9月までの予報では、気温は平年並みか高く、降水量は平年並みか多いという見込みになってございます。

続きまして、生育状況と今後の技術対策についてでございます。まず初めに、水稻についてでございますが、生育診断圃の生育状況を見ますと、莖数、葉数とも平年値をやや下回っている状態にございますが、必要な生育量は確保できる見込みでございます。

なお、県育成品種であり、ことしの秋にデビューを予定しております銀河のしずくにつきましても生育はおおむね順調でございます。

今後の技術対策でございますが、穂や花粉がつくられる7月中下旬に低温が予想される場合は深水管理を実施する。それから、圃場の観察により葉いもちの発生に注意し、確認したら直ちに薬剤の茎葉散布を行う。それから、カメムシ類の被害を防ぐために、雑草の地域一斉の刈り取りを行ってまいります。

次ページをお開きいただきます。麦、大豆についてでございますが、麦、大豆の生育状況につきましては、小麦は県中南部で平年より5日早い6月22日から収穫が始まりましたが、雨のため収穫作業が若干おくれぎみでございます。ただし、収穫作業は現在終盤に入ってきている状況でございます。大豆は、出芽ぞろいはおおむね良好で、その後生育も順調でございます。

今後の技術対策につきましては、小麦では収穫を急ぐということと適正な乾燥、調製の実施、大豆では中耕、培土の実施ということとなります。

それから、野菜の生育状況についてです。キュウリ、トマト、ピーマンなどの果菜類につきましても、生育はおおむね順調でございます。キャベツやレタスの葉菜類は、4月の降雨のため一部で定植のおくれが見られましたが、生育は順調でございます。雨よけハウレンソウにつきましても生育は順調でございます。

今後の技術対策につきましては、天候に合わせた適正な草勢管理の実施、土壌水分の維持、それから病害虫の予察情報を活用した適期防除を行います。

果樹の生育状況はリンゴの開花が平年より5日程度早くなり、果実の肥大につきましてもは平年比で約110%で1割ほど多く、良好でございます。

今後の技術対策につきましては、仕上げ摘果作業を進める。それから、適期防除を行うということとなります。

花卉の生育状況につきましても、リンドウはわせ品種で平年より1週間程度生育が早まっている状況でございます。小菊はおおむね平年並みの生育でございます。

今後の技術対策につきましては、土壌水分の維持、それから適期防除となります。

説明は以上でございます。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 岩手県内水面漁業振興計画について御説明させていただきます。

この計画は平成28年5月に策定をさせていただきました。

初めに、1の策定の趣旨でございます。平成26年6月に国で内水面漁業の振興に関する法律を制定しております。これに基づいて本県の内水面漁業を振興する上での必要な施策の展開すべき内容を指針として作成したものでございます。全国においては、既に4県が策定しております。東北地方では本県が初めてとなります。

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5カ年でございます。

3に国の内水面漁業の振興に関する法律について示させていただきました。この法律は平

成 26 年 6 月に成立しております、その下の欄、法の目的としては内水面漁業の生産力の発展、あるいは自然環境の保全に寄与することなどを掲げているものでございます。

一つ飛びまして、計画の策定ということで、ここで県の計画の策定について示されております。都道府県は、内水面水産資源の回復などの施策を実施する必要があると認めるときに計画を定めるように努めるとされているものでございます。

また、国の財政措置といたしまして、国は水産振興に関して必要な財政上の措置を講ずると法の第 7 条に記載しております。例えばアユやサクラマス資源造成など内水面の政策を取り組む際に、予算の確保などを市町村のために国に要望するという事柄も出てまいりますので、県の計画ではその際の根拠として策定したものでございます。

4 に、この計画を進める上での指針を示しました。まず、①です。内水面水産資源の状況、あるいは内水面水産資源の取り巻く環境を把握していくということ、そして国、県、市町村、内水面漁協、遊漁団体などと水産資源の回復あるいは環境の再生等について連携して進めていきたいということを示しております。

次のページをお開きいただきたいと思います。5 に主な取り組み内容を記載してございます。右側の細かく書いている部分、振興計画の欄で、ゴシックにしておる部分が特に重点として進めようとする箇所でございます。まず、左側に戻っていただきまして、I、内水面水産資源の回復に関する取り組みということで、中段の 1、水産資源の増大に関する丸ポツの二つ目、漁業や遊漁で非常に岩手県の中で代表的な魚種でもありますアユの種苗生産の体制をさらに整備していきたいというものです。そして遊漁者のニーズ、あるいは漁業者のニーズに即したアユ、例えば釣りやすいとか引きが強いなど、そういうことも含めて研究をしていきたいというものでございます。

2 は、特定外来生物の被害対策です。オオクチバスの駆除はこれまでもやっておりますが、最近ふえておりますカワウの生態調査などを行いまして、駆除の支援をしていきたいと思っております。

一つ飛びまして、サケ、マスのことを通し回遊魚と申しますが、その増殖の取り組みについてでございます。丸ポツの二つ目でございますが、東日本大震災津波によってふ化場が被災いたしました。それによって、卵をとるための親が不足しておりますので、この確保のための取り組みをさらに進めていきたいというものです。また、河川の遊漁者も対象になりますが、春先の海の定置で漁獲が期待されておりますサクラマス資源を増大させるための取り組みをしていきたいというものでございます。

次の II、内水面の環境に関する取り組みでございます。1 の水産動物の生息環境等の改善ということで、河川の横断施設に対して魚道を設置すること、また既に設置されている魚道の改良や維持管理等に取り組むということでございます。

続いて III に参ります。その他の重要事項の中で、3 の協議会について説明をさせていただきます。これは河川を利用するさまざまな関係者の間で調整を目的として、例えば漁業者あるいは漁協、市町村、あるいは河川管理者などによって協議会を設置し、その中で河

川の利用等についてさまざま協議をしていきたいというものでございます。内水面の地区の漁協から協議会の設置の申し出がありましたならば、県として必要に応じて協議会の設置を行い、そして協議に向けた調整を行っていくというものでございます。現在2河川からこの協議会の設置について申し出がありまして、今調整しております。このようにして、内水面漁業振興施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋孝真委員長 ただいまの報告に対する質疑を含め、この際何かありませんか。

○佐々木順一委員 それでは、今回の報告とは別な質疑に入りますが、冒頭に農林水産部長が内部調査に基づいて陳謝をいたしました。その問題について、お尋ねしたいと思えます。

まず、地方公務員法上の問題点と、それから公職選挙法上の問題点があると思っております。地方公務員法上は政治活動の制限のことだと思いますし、公職選挙法上は選挙を前提にして政治活動をその地位を利用して行つてはならないという規定があります。それぞれの法律に関してどういうところに抵触するのか、あるいはそのおそれがあるのか、まずは内部調査の結果に基づいて、御見解をお伺いしたいと思います。

○上田副部長兼農林水産企画室長 今回のメール問題に関しての当該職員が行った行為の法の適用の関係のお尋ねかと存じます。まず、地方公務員法につきましては、委員から御指摘がありましたとおり、政治的な行為については地方公務員法で制限を受けておまして、これに対するの抵触行為である可能性があると考えております。正式な解釈等につきましては、総務部の所管でございますので、ここで詳しくは触れさせていただきますので、御理解をいただきたいと思えます。

また、公職選挙法につきましては、地位を利用しての政治的な勧誘等の制限を受けております。これは罰則がございまして、恐らく司法的な判断になろうかと存じております。そこについては、恐縮でございますが、申し述べるのは差し控えさせていただきます。

○佐々木順一委員 私は新聞報道でしかわからないわけではありますが、捜査当局に告発はしないという認識のようであります。それはそれで私も理解します。ただ、何で告発しないのでしょうか。また、警察から何らかの協力依頼があったのかどうか、これらについてお尋ねいたします。

○上田副部長兼農林水産企画室長 まず、告発についてでございますが、これは刑事訴訟法に基づく手続でございます。当事者なり第三者がこういった犯罪があるということを警察、あるいは検察に申し入れますと、捜査をする義務が生じてまいります。今回の件につきましては、司法あるいは県警でも大きな関心を寄せていると聞いておまして、県が告発をすることで捜査義務等が生じますと、自由な捜査活動に制約を受けることになるのではないかと、告発はしないと判断をさせていただいたものでございます。

協力依頼についてでございますが、これは捜査にかかわることでございますので、協力依頼があったかどうかについてもここで申し述べるのは差し控えさせていただきます。

○佐々木順一委員 本人は入会の働きかけの理由について、予算確保と本県への重点配分を実現するためとしております。直接、本人から聞いたわけではないですから、真意のほどはわかりませんが、もしこれが本当だとすればゆゆしき問題であると思います。こういうことをしなければ予算が獲得できないような古典的な慣例が今でも存在しているのかどうか、お伺いいたします。

○上田副部長兼農林水産企画室長 選挙に絡んで、予算の配分等に影響があるかというお尋ねでございます。そういった事例は確認しておらないものですが、本人がそのような認識を持っていたことは事実でございます。農業農村整備関係の予算は、残念ながら国から少ない配分しかありません。予算を十分に獲得するためには、こういったこともしたほうがいいのではないかと本人は判断したものと聞いております。

○佐々木順一委員 主に技監の皆さんは、二、三十年農林水産行政に携わってこられてきていると思います。皆さんの体験でいいのですが、かつて選挙を前提に、岩手県は選挙の結果がよろしくないのもう少し頑張れ、そうすれば予算もそれなりに配慮する、あるいはその逆もあるかもしれませんが、そういったことを体験されたことがあるのでしょうか。なければ、ないでいいです。

○上田副部長兼農林水産企画室長 ただいまの御質問でございますけれども、農業農村整備関係については多くの人からいろいろと事情を聞かせていただきました。今回の調査に関しましては、合計で266人の農業農村整備の関係職員から直接事情聴取をさせていただきました。その中では、そういった事実はない、あるいはあるということを述べた者は確認できませんでした。

○佐々木順一委員 自信を持って言っていますので、それはいいです。過去において、農業改良事業以外にも、林業や港湾などに対する調査はされたのですか。

○上田副部長兼農林水産企画室長 今のお尋ねでございますが、ローラー的に全ての事情は聞いておりません。しかし、何人ともまでは申せませんが、部内他分野の職員に関してもこういった例はあるのかというヒアリングをさせていただきました。その結果、そういうことはないということを確認しております。

○佐々木順一委員 本人の独善的な解釈だったのでしょうか。それともどなたかからこうしたほうがいいのではないかと話があったのでしょうか。

○上田副部長兼農林水産企画室長 今のお尋ねは、メールを發した職員に対して、メールを受けた職員がこれはだめなのではないかと言ったようなことはなかったかという御質問かと存じます。

関係する職員に私が事情を聞きましたが、やはり非常におかしな文書だと、これは非常に危ないものだという認識は当然みんな持っていたようでございます。ところが、残念ながらこのメールの内容を取り消すべきだということを当該職員に対して申し述べた職員はおりませんでした。

ただ、なぜあのとき指摘しなかったのだろうと、やっておくべきだったと悔やんでいる

職員が何人かおりました。

○佐々木順一委員 私が聞いたのは、メールをもらった人でなく、メールを発信した人がどこからか何か圧力があつたのかということを知ったわけでは

それと、これは公務員とすればイロハのイ以前の認識だと思うのです。公務員は、政治活動については公正中立な立場を維持しなければならないわけでは。何でこの認識がなかったのか、今でも私はわからないのです。県庁で30年以上、働いているわけでしょう。それで何でこういう認識がなかったのか、それはお尋ねされたのでしょうか。さっきの圧力がなかったかということと二つ聞きます。

○上田副部長兼農林水産企画室長 圧力はなかったかというお尋ねにまずお答え申し上げます。

メールはもちろんでございますが、本人がさまざまところから連絡を受け取った内容を確認をさせていただきました。当該候補者の後援会等から部下に働きかけてほしいといった内容での働きかけ等はなかったことを確認をしております。

それから、当該職員の認識についてでございますが、おっしゃるとおりでございます。こういった国政選挙あるいは統一地方選挙があつた際には、総務省から、地方公務員法あるいは公職選挙法に抵触しないように厳正、公正な立場での行動をするようにという注意喚起の通知が来るのですけれども、必ず全職員に周知をしましてまいりました。それにもかかわらず、こういった事態になつたというのは非常に遺憾なことではございますが、本人から聞いたところでは地方公務員法にそういった規定がある、政治的な行為の制限があつたことは承知しておる。さまざま調べてみた。ところが、その解釈を恐らく誤つたものと思ひますけれども、大丈夫ではないかという心証を抱いてしまつたということではございました。

また、公職選挙法につきましては、そもそもそういった制約があつたというのを認識していなかつたというところではございます。

○高橋孝眞委員長 この際、昼食のため休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋孝眞委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○佐々木順一委員 事実関係を確認させていただきます。報道によると、県の内部調査に基づけば、部下ら13人にメールを送信、そのうち直属の部下1人にメールの報告内容を取りまとめるよう指示、この部下は翌日ほかの12人に後援会の加入者名などを送るよう指示したということではありますが、この点についてこのとおりののか、もう少し詳しくお聞きいたします。

○上田副部長兼農林水産企画室長 事実関係のお尋ねでございます。当該職員から13名の職員にメールが転送されたのは事実でございます。そのうち12人については、部下職員等に対して後援会等の加入の働きかけをしてほしいという内容ではございまして、あと1人

に関しましてはその内容を取りまとめるようにといったことを 12 人に対して周知をするといったような内容でございました。

○佐々木順一委員 しかも、勤務時間中に公用のメールを使っての作成、送信ということですよ。よって、部下に対してそういうメールが送信されたということは、上下関係があるわけでありますから、部下であれば課長の指示あるいは命令だと受けとめてもやむを得ないところがあると思います。私が部下だったらそう受け取ります。その点について、送られた方々はどのような認識だったのでしょうか。

あるいは当該当事者がいいと思ってやろうとしたのであれば、当然部長にも御相談されるべきだと思うのですが、多分なかったと思うのですが、あったかないかをお答えいただきたいと思います。

○上田副部長兼農林水産企画室長 まず、メールを受け取った職員がメールを送った職員からの命令と受けとめたかというお尋ねでございますが、それについては全ての職員がこれは私的なものだという認識を持ったようでございます。

また、この内容については非常に疑問があるということを全ての職員が感じたと聞いております。

○紺野農林水産部長 この事案につきましては、私が就任する前の昨年度に発生した問題でございまして、前部長にも確認したところ、一切そういった相談や情報はなかったということでございます。

○佐々木順一委員 いずれにしろ処分はまだこれからですよ。選挙を控えて、選挙期間中にあらぬ影響を与えてはならないというのは私も承知しております。ただ、処分の内容いかんによって、あるいは捜査当局の対応によっては、また新たな事態が発生する可能性も否定できないわけであります。ただし、今回のこの不祥事は、公務員としては何回も言うとおろイロハのイ以前の問題で、やってはいけないことですが、やってしまったわけであり、県民から見ると信用失墜行為であります。内部的には、地方公務員法上の職務専念義務違反に当たるとは思います。いずれ処分というところに行き着くわけであります。今後あってはならない、ある意味では前代未聞の出来事でもありますから、県として、あるいは農林水産部としてはこの苦い経験を踏まえて、どのような再発防止策をとっていかれるのでしょうか。農林水産部だけではないと思いますが、その辺のことをお聞きします。

○紺野農林水産部長 今回の事案に関してましては、本当に遺憾でございまして、おわびを何回してもし足りないような状況でございます。

農林水産部では幹部職員を対象にいたしまして、研修を一度行いました。また、一般職員も含めまして研修を行っているところでございます。また総務部からも、このような事案が生じないようにということで注意喚起の文書が新たに出されたところでございます。

今後につきましては、今回の事案を踏まえまして、選挙運動につきましては慎重な対応をとるように、選挙の都度指導を徹底してまいりたいと思います。本当に申しわけございませんでした。

○川村伸浩委員 私は、農業用育苗施設等の取り扱いについて、昨年の11月6日に県土整備部建築住宅課から出ている文書の中身について確認をしたいと思います。

この文書によりますと、建築確認を要する農業用育苗施設の面積を1,000平米以上とし、この扱いを平成28年1月1日からスタートするということになっております。管轄は県土整備部だと思いますが、そのことについての認識が農林水産部としてあったかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○中南農業振興課総括課長 建築住宅課からの通知について農林水産部として認識があったかというお尋ねでございます。この通知については建築住宅課から各出先の土木センター等に通知が行ったものでございますが、加えて農業振興課にも通知が来てございまして、これについては平成28年1月1日からの施行ということで認識しておりました。

○川村伸浩委員 農林水産部としての認識はこの通知で認識したのか、事前に県土整備部から相談等がなかったのかお伺いします。

○中南農業振興課総括課長 事前にこの通知の内容を知っていたかということでございますが、この通知についての事前の相談等は全くありませんで、通知をもってこの内容を知ったところでございます。

○川村伸浩委員 現在、園芸、あるいは育苗の施設で1,000平米以上の事業を県内で取り組まれている事例はございますでしょうか。

○中南農業振興課総括課長 今年度1,000平米以上の、いわゆるパイプハウス建設の見込みについてでございますが、県内で6棟ほど予定をされている状況でございます。

○川村伸浩委員 私も建築住宅課にこの件で問い合わせをしたところ、全国で数字をもって規制しているのが神奈川県で、面積は3,000平米以上だそうです。それ以外の都道府県はそういう規制を持っているところがないという話でした。

農業施設、特に園芸関係は1,000平米というのは比較的小さいわけです。その規模の施設をたくさん建てる方も多いでしょうし、それ以上の規模の施設も多いと思います。農業県をうたっている岩手県がなぜ1,000平米にしたのかという疑問があるのですが、ただ先ほどのお話ですと、県土整備部からは相談がなかったという話でありました。現在6棟を計画中であるということであれば、この6棟が何名の方かわかりませんが、いずれ建築確認の必要性が出てくるという意味で、経費の部分、それから工期の部分で負担が出てきて、多分それについて大変苦慮しているのではないのかと思います。そのため農林水産部から申し入れをして、変えていかないといけないのではないかと思います。その辺についてお伺いします。

○中南農業振興課総括課長 1,000平米という要件について緩和を申し入れてはどうかということでございますが、委員おっしゃるとおり、全国的に基準を設定しているところは非常に少ないと聞いてございます。神奈川県では3,000平米という基準ですが、施設園芸協会の基準等に準じたものについては5,000平米まで緩和できる事例がございます。私どもも農家の営農意欲への影響や、実際に費用や時間を要するということが生じますの

で、なるべく早く緩和してほしいという申し入れをしているところでございますし、実際県土整備部で検討を始めていると聞いておりますので、その状況を注視しながら働きかけを続けていきたいと考えています。

○川村伸浩委員 今そういった状況にあり、検討を始められているということではあります。支障のないように早急に、しかも強くお願いをしていかなければいけないのではないかと思います。これにはやはりトップ同士、農林水産部長から県土整備部長へというレベルで申し入れをしていくべきと私は考えますが、部長はいかがお考えですか。

○紺野農林水産部長 このことについては、部下職員から私のところに情報が入っております。既に直接、県土整備部長に善処方を申し入れておりまして、県土整備部長からは早急に改善をするという約束をいただきましたので、そんなに時間はかからず改善をしていただけるものと期待をしております。また1回で終わることなく、困っている農業者がいるのだということを伝えまして何回もお願いをしておりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

○渡辺幸貫委員 今の話題に関連して聞くのですが、建築物ということは固定資産税の対象になると考えればいいわけですか。そうだとすれば税率 1.5%が掛かるわけですね。施設の面積が1,000平米であれば、補助金が出ていると思いますが、先ほどの6棟はその対象ではないのですか。

○中南農業振興課総括課長 固定資産税についてでございますが、建築確認の有無にかかわらずかかるものだと思います。しかし、仮に建築確認の経費がかかると、固定資産税の対象となるものの経費が高くなって税額に影響してくるという懸念があります。

それから、1,000平米以上の6棟については、現在計画をしているものでございます。これから着手することになりますが、いずれも補助事業を活用して導入しようとしているものでございます。

○渡辺幸貫委員 なぜ建築住宅課はこの基準を設定したのか聞いていますか。

○中南農業振興課総括課長 建築住宅課に確認したところ、数年前に関東地方においてパイプハウスで雪害による死亡事故があり、何らかの規制が必要だという判断があったということです。それから建築住宅課の現場にいる建築主事から、こういったパイプハウス等についても建築確認の必要があるのではないかという話もあって、設定したと聞いています。

○渡辺幸貫委員 農業用のパイプハウスは、きゃしゃです。ただ1,000平米以上ということになれば、ある程度丈夫につくれという意味だと思います。例えばトマトに代表されるように、今はIT技術をつかうなど、かなり投下資本が大きくて、1,000万円や2,000万円は軽く超えます。おそらくその6棟もそれを超える金額だと思うのです。他県と違って、岩手県は建築確認を受け、税率 1.5%の固定資産税を払わなければならないとなると、競争に勝てないと思うのです。そうでなくても北国のため、燃料代もかかるので農産園芸をしている人は大変だという危機感があると思います。パイプハウスの基準を国に働きかけ

て、全国的に固定資産税の対象にせざるを得なくなったなど、全国統一の基準でやるべきです。これはこれからぶつかっていかなければならない課題だと私は思います。岩手県だけがフライングすることなくやっていってほしいと思うのですが、その辺の見解はいかがですか。

○**中南農業振興課総括課長** パイプハウスは大分規模も大きくなってまいりました。昔ならばガラス温室というかなり頑丈なものがありました。これはかなり経費がかかるものですから、日本施設園芸協会において低コストでいろいろな天候に対応できるものの設計基準も作成してございます。この基準に沿って建築すれば、一定の風速や積雪深にも耐えられるというものでございますので、これを適用していくということについて県土整備部にも理解をいただきながら進めていきたいと考えております。

○**渡辺幸貫委員** 税金を取るならそうしてほしいということです。私の家のそう遠くないところが東北地方で最初に園芸用のパイプハウスを始めました。そのパイプは竹でした。そういう工夫で保温するというのは十二分にあることなのです。ですから、創意工夫で安くやっているのだということも認めてあげないと、一々基準で税金までかけますということでは農家の経営はきついで、願わくは税金をかけない方向で農林水産部としては当たってほしいと希望します。

○**紺野農林水産部長** ただいまのお言葉、しっかりと理解をいたしました。いろいろなことを考えながら、対応してまいりたいと思います。いずれ我が農林水産部は農林漁家の収益アップのために何をするかという部署でございしますが、プラス安全性もどう考慮したらいいかという点も考え合わせながら検討してまいりたいと思います。

○**高橋元委員** 岩手県内水面漁業振興計画について、オオクチバス等の特定外来生物という項目がありましたが、これはブラックバスのことでしょうか。近年このブラックバスの話は聞かないのですけれども、かなり駆除が進んで、生息地域も限られてきているのでしょうか。近年の状況を示してください。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** オオクチバスはブラックバスのことでございます。毎年度それぞれの内水面の漁協や用水の管理をしている方々と一緒に水をあけて、ブラックバスの駆除をしておりますけれども、一旦駆除しても次の年にはまたどなたかが放流しているという実態もありますので、今後とも駆除を続けていきたいと考えております。

○**高橋元委員** けしからん人がいるわけですが、何かしらの取り組みというのはされているのでしょうか。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** 内水面漁場管理委員会で、そういうものを放流してはいけないという規則的なもので管理をしております。また、ブラックバス釣りをしますとキャッチ・アンド・リリースということでもた放流したりしているわけですが、それについても規制をさせていただいております。

先ほど釣りをしたい人が放流をしているということを言いましたが、なかなか実態はつ

かめておりません。結果として昨年駆除したけれども、またことしも出てきているという実態はあるということでございますが、以前に比べてかなり減少してきているという感覚は持っております。

○高橋元委員 これからサクラマスの資源造成とか、イトウを養殖しようという話題もありますので、ぜひこのブラックバスについては根絶できるように今後強化していただきたいと思えます。

○菅野ひろのり委員 私は畜産振興についてお伺いしたいと思います。

2月の定例会だったと思いますが、高橋孝眞委員長からも肉用牛振興の対策ということで質問がありましたが、E T、和牛の受精卵を乳用牛に移植して子牛を生産するというのを部長から答弁いただいたと記憶しています。今実際にE T、受精卵移植がどの程度本県で活用されているのか、市町村別にできるだけ詳しくその状況を教えていただきたいと思えます。

○藤代畜産課総括課長 乳用牛への受精卵移植を活用しての黒毛和種牛の生産についてですが、市町村別のデータというのはございません。広域振興局単位という形になりますが、この単位ではほぼ全域でこういった取り組みは行われています。平成26年度の実績ですと県全体で約1,260頭の移植が行われていますけれども、一番多いのは盛岡地区で820頭、その次が久慈地域の190頭、その次が二戸地域の130頭、あとはそれ以外の地区で残りの分という形になっております。

○菅野ひろのり委員 そうしますと、本県の場合、ブランド牛の育成というと県南地域になると思うのですが、県南地域での受精卵移植、E Tの活用というのは進んでいないのだと認識いたしました。先日、J A岩手ふるさとの和牛共進会に行きましたが、牛自体の出品数も減っているということで、本県のブランド牛としてロット数をしっかり確保していかなければいけないわけです。さらに、来年には宮城県で全国和牛能力共進会もありますし、素牛をしっかりと確保していかないと当然生産への影響が出ることを考えると、やはりE T、受精卵移植の農協と一体になった取り組みがより必要だと思います。これから県として農協に働きかけながら具体的にその増頭を始めていくお考えがあるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○藤代畜産課総括課長 県南地域の取り組みでございますけれども、県南の中でも一関市の千厩地域は100頭ぐらいということで、昔からE Tを使った黒毛和種生産というのが盛んに行われている地域でございます。おっしゃるとおり奥州地域、花巻地域はそんなに多くない状況でございますけれども、2月定例会で御答弁申し上げました滝沢市にあります全農のE Tセンターで採卵して移植をするということを県南地域においても活用するようお願いいたしました。県南地域でも受精卵移植技術を活用した黒毛和種生産がふえていくように取り組んでいきたいと考えてございます。

○菅野ひろのり委員 なぜ私がこだわるかといいますと、黒毛和種に種つけをして牛が生まれるのは1頭ですけれども、乳用牛に受精卵移植をすると年間約15頭生まれるという計

算があるのです。本県は畜産県と言いながら、宮崎県や鹿児島県と比べた場合になかなか生産が追いつかない現状があるわけですが、一方で本県の強みというのは乳用牛の頭数が全国でトップクラスなのです。そう考えると、受精卵移植を早目にできるだけ多く事業として取り組むことが本県の肉用牛の増頭につながるのではないかと考えているのです。今私が懸念しているのは、高齢の小さい農家は今いる素牛がいなくなったらもうやめるといいう方が多いわけですね。酪農家の牛をお借りする形で受精卵移植をして、さらに受精卵を農協から買い戻して、さらにそれを肉用牛の農家に低価格で提供する。稼働に余裕のあるキャトルセンターがあると思いますので、そこにお任せをするということで、農協も酪農家もメリットがあるのではないかと考えているのです。

なおかつ、先ほどお話ししたように、県南地域でそういう事業を進めていけば、かなり早く広がっていくと私は考えていますので、ぜひその点の取り組みの具体的な計画を立て、検討に入っていただきたいと思います。部長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○**紺野農林水産部長** ETの関係については、前部長がお話ししたかと思うのですが、委員のただいまの御提言は今後活用しがいがある取り組みだと思います。今後の取り組みになるとは思いますけれども、早急に検討に入らせていただきたいと思います。県だけでできるということではないということは承知しておりますので、JAや生産者と話し合いなどを持ちながら、検討させていただきたいと思います。

○**吉田敬子委員** 内水面漁業推進計画について伺いたいのですが、遊漁料の収入の減少が経営の悪化につながっているとありました。県として遊漁料を払っていない方がどのくらいいるかという把握はできているのでしょうか。私も釣りの仲間に入れていってもらって何回か釣りに行ったことがあるのですが、その際に釣り券を買う場所がわかりにくかったのです。販売場所というのはどのような形で設置されているものなのか、教えていただければと思います。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** 遊漁料の関係です。20年ぐらい前ですと県全体の遊漁料収入は1億円を超えておりました。それが現在では5,000万円強にとどまっております。これは、趣味が拡散して、釣りをする方々が減ってきていること、それから20年ぐらい前ですとかなり景気がよく、誰でも釣りを趣味としてやっていましたが、今は釣りをしに行く時間もないということもあり、生活スタイルの変化もあろうかと思われま

す。遊漁券の関係ですが、岩手県内水面漁業協同組合連合会が県内共通遊漁承認証を発行しております。その券を買えば1年間県内どこの川でも釣りができるというものでございます。あとは、各河川の組合がその河川のみ遊漁券を発行しています。それにも年券と、その日だけの日釣り券とがございます。今委員おっしゃられたのは、日釣り券ということになるかと思いますが。確かに販売場所が特定されているということで、どこで買えばいいのかがなかなかわかりにくいというのは全くそのとおりでございます。この辺は内水面漁業協同組合連合会でも各漁協にしっかりとPRするように話をしております。コンビニ

エンスストアなどでも買えるところがだんだん広がってきておるのですが、まだ行き渡っていないという実態がございます。今お話のありましたようなことを再度、内水面漁業協同組合連合会を通じてお伝えさせていただきたいと思います。

○吉田敬子委員 私がなぜ釣りに行ったかという、内水面を見ると森林の環境がどのように汚染されているかわかるのです。当然、それは魚の生態にも影響するので、他県の方とともに連れて行っていただいたのです。ここにも書いてあるように、岩手県は釣りをされる方にとってはすごくいい場所だと思います。釣り人の数は減っているみたいではあるのですけれども、近くの山へ行った際に釣りをされている方を結構見るので、ツーリズムとして定着してほしいと思っています。遊漁券をどこで買えるのかということも、そこに行かないとわからないという状況よりも、料金を払ってもらえるのですから事前に県として対策を打てば、払わないで釣りをする人が減ると思います。ぜひそういった周知も進めさせていただきたいと思います。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 内水面の振興という面では、とにかく河川に釣り客がたくさん来るということが非常に大事でありますので、内水面漁業協同組合連合会、あるいは河川の組合などと話し合いをしながら対応していきたいと思います。

○高橋孝眞委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。執行部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りをいたします。次回8月2日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査事項については、畜産研究所における試験研究の取組についてとしたいと思います。

また、次々回、8月31日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査事項については、食と農林水産業の振興に関して講じた施策の概要について及び第10次岩手県卸売市場整備計画についてとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細については、当職に御一任願います。追って、継続調査と決定いたしました各案件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続審査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の7月の県内・東北ブロック調査についてでありますがお手元に配付しております平成28年度農林水産委員会調査計画

案のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。

また、県外調査についてであります。諸般の事情により当初の日程を変更し、本計画案のとおり実施することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。